

## 「容量市場 メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2027 年度）（案）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	5	追加オークション（調達オークション）欄記載の「必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に追加で容量提供事業者を募集する。」とは、供給力の調達を大前提としつつも、社会的コストという要素次第では、追加オークションを実施しない、或いはその調達量や電源区分を限定的にする可能性があるのか、明確に要綱にて条件を記載いただき度い。平場の議論の通り、必要供給力の在り方と仕組みについて詳細な定義付けが必要であると考え。	頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
2	9	募集要綱が公表されてから応札の受付開始までの期間がここ数年毎年変化しており、リソース確保に向けた計画的な業務運営が困難となるため、期間の固定化を検討いただけないでしょうか。	オークションの開催時期については、あらかじめ事業者の皆さまの準備も伴うことと認識しております。毎年度の開催時期を定めていただく方が良いのご意見につきまして、次回以降のオークションの開催時期の検討の参考とさせていただきます。
3	11	安定電源の電源等要件について、揚水式水力電源および蓄電池は「発電・放電可能時間3時間以上」が要件になっておりますが、これは1000kW以上の発電・放電を3時間以上継続することが要件となっている認識で相異なるのでしょうか。 また、実需給断面では、貯水量や充電量によっては3時間以上の継続が困難である状況も起こり得ますが、最大貯水量・充電量の状態で要件を満たしていれば、安定電源として登録することは可能でしょうか。	供給計画の届出に係るガイドラインに沿って適切に供給計画に計上することが求められるため、供給計画に計上されている、もしくは供給計画に計上する見込みがある電源が安定電源または変動電源に登録が可能です。 その前提のもと、期待容量※が1,000キロワット以上の、 ・水力電源（揚水式で発電可能時間3時間以上） ・蓄電池（放電可能時間3時間以上） は安定電源にて登録が可能です。  ※設備容量とは異なりますのでご注意ください。
4	11	電源等の区分について、蓄電池は安定電源と発動指令電源の選択肢があるが、期待容量が1,000kW以上で放電可能時間が3時間以上であれば、必ず安定電源に区分されることになるのでしょうか。 また、補足説明資料10頁では「安定電源と発動指令電源の選択を可能」や「本制度で対象とする蓄電池は、1万kW以上の比較的規模の大きいものであって…揚水発電所と同様に「安定電源」に区分…」と記載があるが、どの記載が正となるのでしょうか。	蓄電池については、放電可能時間が3時間以上かつ、期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供できる場合であって、電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインに沿って適切に供給計画に計上されている、もしくは供給計画に計上する見込みがある場合に、安定電源に登録が可能です。 意見募集用の補足説明資料 10 頁に記載のある「1万kW以上の比較的規模の大きい規模であって」は長期脱炭素電源オークションに関する記述となります。 メインオークションでは、応札容量の最小値を1,000kWとしていること、電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインとの平仄を合わせ、期待容量1,000kW以上を参加要件としています。
5	11	発動指令電源の電源等要件(表)について、発動指令電源を選択する蓄電池は、「(ア)安定的に電気を供給することが困難な事業用電気工作物」または「(ウ)期待容量が1,000キロワット未満の発電設備」に該当するということでしょうか。	電源等要件のうち以下の記載のいずれかに該当する蓄電池は、発動指令電源として登録が可能です。  次の(ア) から (ウ) のいずれかに該当する電源または特定抑制依頼（電気事業法施行規則第一条第2項第七号に定める。）等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力（同一供給区域に属する複数の電源等を組み合わせる場合を含む。）を提供するもの。ただし、変動電源および変動電源のみを組み合わせたものは除く。 (ア)安定的に電気を供給することが困難な事業用電気工作物 (イ)特定抑制依頼 (ウ)期待容量が1,000キロワット未満の発電設備等
6	11	安定電源の(オ)蓄電池について、「放電可能時間3時間以上」について、 ①これは期待容量に対し放電可能時間が3時間以上あればよいとの理解でよいか。例えば、蓄電池の定格出力10MW・期待容量5MWで放電可能容量が20MWhの場合、期待容量に対し放電可能時間が4時間あるため問題ないとの理解でよいか。 ②期待容量に対し放電可能時間が2時間（例：期待容量10MW/蓄電池容量20MWh）の蓄電池であれば、3時間放電可能な容量（左記の例でいうと、6.6MW）を期待容量として入札してもよいとの理解でよいか。	放電可能時間が3時間以上かつ、期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供する蓄電池で、供給計画の届け出に係るガイドラインに沿って適切に供給計画に計上されている、もしくは供給計画に計上する見込みがある場合は、安定電源にて登録することが可能です。
7	13	(5)キ(オ)について、本年4月以降で電圧階級や空き容量にかかわらずすべての接続検討申込案件にノンファーム型接続が適用されることとなった。23年度オークションについてはノンファーム型接続電源が容量市場に参加できることとなったが、来年度以降の容量市場参加が不透明であり、電源保有者の事業性にも大きな影響を与えることとなる。事業者の予見可能性を確保する観点から、ノンファーム電源が容量市場に継続的に参加できるよう取り計らいいただきたい。	頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	頁	ご意見	回答
8	13	<p>(5) キ(ケ)について、発動指令電源における電源等リストにおいて、実需給期間中において最終保障供給を受けている需要家リソースが含まれていた場合、当該リソースは電源等リストから削除が必要との理解でよいか。</p> <p>上記理解が正しい場合、最終保障供給の性格上小売電気事業者等の破綻等により一時的に需要家リソースが最終保障供給になることは十分あり得、またそこに発動指令電源で入札するアグリゲーターの意思は介在しない(できない)ため、本取り扱いは許容できない。</p>	<p>実需給期間中において最終保障供給を受けている需要家リソースが含まれていた場合、当該リソースは電源等リストから削除することが必要となります。</p>
9	25	<p>4.期待容量の登録(7)に様式2にて期待容量を算定する旨、記載いただいている。</p> <p>「第86回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 資料3」には、今後発行される容量市場の募集要綱等にて、ブラックスタート機能に必要なkWhを除いて期待容量算定を行うことが反映される旨、記載されていたが、本募集要綱には記載がないことから、ブラックスタート機能に必要なkWhを控除せずに期待容量算定する理解でよいか。</p> <p>仮にブラックスタート機能に必要なkWhを控除せずに算定・応札し、BS必要kWhを確保することで容量市場のリクワイアメントを達成できない場合、ペナルティは免除される理解でよいか。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、下記の「第86回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 資料3」の整理のとおり、募集要綱の記載内容を修正いたします。</p> <p>【「第86回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 資料3」での整理】</p> <p>ブラックスタート電源が純揚水の場合、年間を通じて供給力の提供が可能な部分とブラックスタート機能に必要なkWhに分けられるため、「年間を通じて供給力の提供が可能な部分」からブラックスタート機能に必要なkWhを除いて期待容量の算定を行う。</p> <p>一方、ブラックスタート電源が純揚水以外の場合、ブラックスタート機能に必要なkWhは渇水期においても自流により貯水容量にて確保できる見通しであることから、ブラックスタート機能に必要なkWhを控除せずに期待容量の算定を行う。</p> <p>※但し、第87回電力ガス取引監視等委員会制度設計専門会合(7/28)資料6において、ブラックスタート電源にかかる論点が提示されておりますため、今後、本論点を取り扱われる審議会にて、整理がなされ、上記取り扱いが変更となる場合は別途お知らせ致します。</p>
10	29	<p>発動指令電源の応札上限を撤廃いただき度。上限超過を恐れる心理的影響により0円入札が唯一の合理的な入札行動となる。これにより価格シグナル形成に関与できず、投資回収の予見性を高められない為。</p>	<p>発動指令電源の募集量等につきましては、資源エネルギー庁の電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会で、今回のオークションでは発動指令電源の応札上限容量の見直しは行われず整理となっています。</p> <p>(参考資料)</p> <p>第79回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会「資料3 容量市場について」  <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/079_03_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/079_03_00.pdf</a></p>
11	30	<p>発動指令電源のランダム約定につき再考をお願いしたい。メインオークション時点で提出が求められているビジネスプランをもとに、確保済み容量の多い事業者が優先的に約定される仕組みの導入をお願いしたい。応札事業者にとっては「0円入札」が唯一の合理的な入札行動となる。また、上限超過時のランダム約定は抽選で決まる確率論、となると、各案件の容量を最小化し案件数を最大化するディスアグリゲーションが合理的な応札行動となり、アグリゲーション効果による供給信頼度が失われるだけでなく、関係各所における実務負担も増加してしまう。調達(オークション実施)断面でのランダム約定の見直しが難しい場合、オークション実施後の契約締結～運開準備の断面において、例えば属地エリア毎にディスアグリゲーションされた複数案件のアグリゲーションを認めていただけないか(例：落札された10札の案件をアグリゲートして1案件として運用)。各入札案件に電源識別番号等の情報が付与されることは認識しているものの、ディスアグリゲートされた複数案件の契約締結・発動後の精算業務対応等の実務負荷は、アグリゲートすることで合理化が期待できる。システム上の制約等を踏まえ合理的な範囲でご検討いただき度。</p>	<p>発動指令電源の落札電源をランダムに決定する方法は、調達容量が最小かつ供給信頼度の結果が同じになる組合せが複数存在する場合に行う稀なケースではありますが、約定結果を決める必要がある場合に用いるものとしています。なお、ビジネスプラン申請書をご提出いただく段階で、当該容量が確保済どうかを決定しておくためには、実需給年度の4年前にリソースを確保する必要が生じるため、現在のビジネスプラン申請書を用いて応札する整理と合致しないものとなります。</p>
12	33	<p>発動指令電源の電源等リスト登録の締切後、当該リスト未提出の事業者に対し「市場退出事由説明書(別紙2)」にてその理由を確認されていることと思うが、同事由について詳細開示いただき度。理由次第では、供出妥当性の伴わない容量をランダム約定にて通過させていることとなり、改善されるべきと考える為。</p>	<p>電源等リストの未提出を含め、契約容量の全量退出、部分退出となる場合には、当該事業者に対して本機関より事由等の内容確認を行っております。</p> <p>なお、容量市場の在り方等に関する検討会等においても事業者から得られた理由等の情報についてはご議論いただいているところでございます。</p>

No.	頁	ご意見	回答
13	33	「安定電源・変動電源・発動指令電源別の内訳」や「各管区毎の割り当て容量」についても、約定結果とともに公表することをご検討いただき度い。1社で複数の電源（安定電源、変動電源、発動指令電源）を落札している場合、電源別の容量が判断しにくい為。	<p>頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、容量市場メインオークション約定結果（対象実需給年度：2026年度）において以下の情報を公表しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源等の応札容量（全国、エリア別）</li> <li>・応札容量と落札容量（落札率）</li> </ul> <p>また、資源エネルギー庁の電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会において、メインオークション（対象実需給年度：2026年度）の約定結果に係る発電方式別の落札容量等について、分析・ご議論いただいているところでございます。</p> <p>（参考資料）  容量市場メインオークション約定結果（対象実需給年度：2026年度）  <a href="https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/2022/files/230222_mainauction_youryouyakujokekka_saikouhyou_jitsujukyu2026.pdf">https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/2022/files/230222_mainauction_youryouyakujokekka_saikouhyou_jitsujukyu2026.pdf</a></p> <p>第76回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 資料4-3  <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/076_04_03.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/076_04_03.pdf</a></p>
14	33	約定結果の公表について、取次で入札した容量提供事業者が落札した場合、「取次で入札した容量提供事業者名、電源ID」が公表されるということでしょうか。	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>第6章 落札電源および約定価格の決定方法 4.約定結果の公表 の記載内容に基づき約定結果情報を公表いたします。</p>
15	37	市場退出について、「既存の火力電源が、脱炭素化のための改修を前提とせず・・・長期脱炭素電源オークションで落札し、・・・制度適用期間が重複する場合は、長期脱炭素電源オークションの対象容量(キロワット)部分は本オークションから市場退出となります。その場合、市場退出時の経済的ペナルティは適用対象外とします。」と記載があります。「既存の火力電源」以外の電源における「長期脱炭素電源オークションにて落札され、長期脱炭素電源オークションの制度適用となった容量」は、市場退出時の経済的ペナルティの適用対象外となるのでしょうか。	<p>当該記述は、既設の火力電源のみに適用されるものとなります。</p> <p>2023年度長期脱炭素電源オークションにおける、既設の火力が脱炭素化のための改修を行う場合のメインオークションの参加の扱いについては、長期脱炭素電源オークション募集要綱（案）をご参照ください。</p> <p>（参考資料）  容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱（案）（応札年度：2023年度）  <a href="https://www.occto.or.jp/iken/2023/files/230705_youryou_long_bosyuyoukou.pdf">https://www.occto.or.jp/iken/2023/files/230705_youryou_long_bosyuyoukou.pdf</a></p>
16	38	実効性テストの結果やリスト提出に至らなかった理由等の事実関係の確認も踏まえて、現行の電源等登録期限の見直しをご検討いただき度い。少なくとも、8カ月間のリソース固定期間は合理的な範囲で極力短縮していただきたい。ネガワットや自家発に加え、将来の脱炭素・CN社会の実現に向けて蓄電池やEV等のクリーンなゼロエミ分散型電源を新設していきたい、そのための十分なリードタイムを確保しておきたいところ。蓄電池を含む需要側リソースの新設には需要家への説明・勧誘・合意形成等を要し、一定のリードタイムが必要なため。また、現行の限られた期間でのリソース獲得には、追加人的費用への投資を要するだけでなく、短期間で急いでリソース建設することになり、供給信頼度に影響を及ぼす可能性がある為。	<p>頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、長期脱炭素電源オークションへの参加もご検討ください。</p>
17	39	「実需給年度の2年度前の夏季（7～9月）または冬季（12～2月）に実効性テストを受け、実効性テストの最終結果またはこれに準ずるもの（※）を本機関に提出すること」と記載があるが、事業者が提出する資料をもって供出妥当性が確認できた場合に限り同資料をもって実効性テストを免除とするよう検討いただき度い。過去旧一般電気事業者と締結していた瞬時調整契約や2017年から実施されている電源I'での実績、或いは各種データを用いて算出した供出妥当性をもって免除することはできないのか。無条件で実効性テストを実施することは昨今問題視されている再エネ抑制にも影響を与える話であり、資料をもって免除とするプロセスを設けることは極めて理にかなっていると考え。	<p>実効性テストにおいて代替可能となる実績は、対象実需給年度が2024年度分～2025年度分では、実効性テストの実施年度に発動された電源I'の実績、対象実需給年度が2026年度分以降では、一般送配電事業者からの発動指令の対応の実績が有効となります。</p> <p>例えば、対象実需給年度が2025年度の場合、2023年度に発動された電源I'の実績が報告の対象になります。</p> <p>（参考資料）  容量市場業務マニュアル(実効性テスト編)（対象実需給年度：2025年度）  ※56ページをご参照ください。  <a href="https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/files/230119_jikkouseitest_jitsujukyu2025.pdf">https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/files/230119_jikkouseitest_jitsujukyu2025.pdf</a></p>
18	39	実効性テストの省略条件として「本機関が合理的と判断した場合」と記載があるが、どのような例があるのか教えていただき度い。2024年度向けの実効性テストにおいてそのような実例があったのか。	<p>先般実施しました2022年度実効性テストでは、電源I'を代替実績として受領した事例がございました。</p>

No.	頁	ご意見	回答
19	39	「a実需給年度の2年度前に実効性テスト以外の発動実績（属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）が存在する場合、ただし、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である必要があります」とあるが、2027年度であれば2025年度の発動指令電源の発動結果が該当する認識だが、これはすべて同日、同時間帯のものに限定されるのか。また異なるアグリゲーターであっても同日、同時間帯であれば認められるものなのか。発動指令電源においては、各エリアの発動で当該エリアの全量が同日、同時間帯に発動される認識で、一部容量のみの発動は行われない認識であるため、すべて同日、同時間帯となるのであれば、異なるアグリゲーターおよび落札札であっても、組み合わせても問題ないと考える為。	対象実需給年度が2027年度である発動指令電源の実効性テストについて、対象実需給年度が2025年度の実需給期間中における、属地一般送配電事業者からの発動指令に基づく発動実績結果は、実効性テストへの発動実績に代替するものとして扱います。 ただし、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である必要があります。 実効性テストでは、アグリゲーターが供給力を提供できることを確認するものであるため、異なるアグリゲーターである場合は、実効性テスト実施年度と同一の実需給年度の属地一般送配電事業者からの発動指令に基づく発動実績結果は実効性テストの発動実績に代替するものとしては取り扱いません。 なお、発動指令電源は各エリアにおいて、グループに分けて運用されるものとなります。
20	39	発動指令電源の電源等リストの登録審査にあたり、できる限り速やかに審査を行うようお願いしたい。2024年度分において、電源等リストの更新を申請した場合(R1, R2等)、2023年2月末の申請が、2023年7月時点で「申込済み」のステータスのままととなっている。また、電源等リストの提出に際して必要な添付資料のオンライン提出をお認めいただき度い。	電源等リストの審査において、複数事業者様の電源等リストを対象に、地点の重複の確認、系統コード・BGコードの記載漏れの対応などが生じたこともあり、審査に時間が掛かる結果となり申し訳ございませんでした。  提出していただく添付書類の提出方法については、今後の検討の参考とさせていただきます。
21	39	発動指令電源を選択する蓄電池の実効性テストについて、実効性テストの省略条件である「c 本機関が合理的と判断した場合」に該当する方法について例をご教示願います。	発動指令電源にかかる実効性テストの省略について、募集要綱に例示している要件以外のケースについては、弊機関が個別に判断いたします。
22	43	実効性テストの発動実績の突合結果について、1.「事業者が提出した発動日時点の様式9に記載されている地点はすべて、貴機関から配信される突合結果のリストに記載いただきたい。（2024年度分は、発動実績算定諸元一覧の情報に不一致があった場合、地点自体が表示されておりませんでした）」、2.「突合結果は、誤差率だけを表示するのではなく、広域機関算定のベースライン、計量値、発動実績のそれぞれの値も表示いただきたい。（事業者側で誤差率の要因が特定できず、対処すべきアクションの特定に相当な時間を要する場合があります）」、3.「対象地点の電圧区分は、一般送配電事業者から計量値と合わせて情報を取得し、突合結果に表示いただきたい。」、4.「2024年度分の発動実績の突合作業を実施した結果として、夏季発動実績を採用し、冬季再テストを希望しない場合に、当該夏季実施分のみ実績の突合結果確認を行うことで業務負荷平準化が図れ、事業者側として一定のメリットはあると考えるが妥当性について伺いたい。」	弊機関は事業者さまから受領した発動実績算定諸元一覧等に記載の情報（以下、事業者情報）を基に、一般送配電事業者に対して所要情報の提供を依頼しますが、事業者情報の内容が正確でない場合、一般送配電事業者から情報がいただけず、突合結果のリストに記載できない場合がございます。  実効性テストは、容量提供事業者さまが電源等情報で登録した期待容量の蓋然性を確認し、容量確保契約容量以上の供給力を提供できることを証明するために実施するリクワイアメントであり、確認に必要な情報を容量提供事業者さまからご提供いただく必要があると考えております。  実効性テストの発動実績の突合をはじめとした、リクワイアメント・アセスメントの効率的な実施は重要な課題と認識しており、今後も検討を続けてまいります。
23	43	事業者が提出した実効性テストの結果について、発動実績の突合結果「不一致」の判断が貴機関よりなされるケースがあります。この場合は、次回以降「一致」となるよう、事業者としては検証作業を実施し、改善に向けて取り組みたいため、貴機関で算出したベースラインのデータを提供いただけないでしょうか。	実効性テストの突合結果が不一致となる状況の改善は今後の課題と認識しております。 頂いたご意見を踏まえ今後の検討の参考とさせていただきます。
24	43	実効性テストの発動実績報告に対する突合結果について、下記の要因で事業者川にかなりの労力と時間を要することになっているため、改善をしていただけないか。 ①突合結果に表示されていないリソースについて、一般送配電事業者の情報との不一致について、どの点が不一致なのか示されていない ②コマごとの不一致について、コマごとの乖離率しか示されておらず、算定を何度し直しても一致しないリソースがある 実需給年度の発動実績算定報告においても、改善をしていただきたい。	実効性テストの突合結果が不一致となる状況の改善やリクワイアメント・アセスメントの効率的な実施は今後の課題と認識しております。  頂いたご意見を踏まえ今後の検討の参考とさせていただきます。
25	46	安定電源における実需給期間中のリクワイアメント・アセスメントのうち、「発電余力の卸電力取引所等への応札」について、蓄電池・揚水に関する特例事項はございますでしょうか。別資料の「容量市場におけるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要（2021年7月）」のP28を確認すると「揚水発電については、需給ひっ迫時においては、本機関または一般送配電事業者が指定するコマを対象にアセスメントします。」との記載がございます。今回、蓄電池も揚水と同じ取り扱いになるあたり、このあたりのリクワイアメント・アセスメントに例外がある場合、募集要項および約款に記載いただけないでしょうか。	安定電源にて落札した蓄電池のリクワイアメントは、「安定電源（純揚水）」と同様のものが適用されます。 よって、ご記載いただいた「容量市場におけるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要（2021年7月）」のP28「揚水発電については、需給ひっ迫時においては、本機関または一般送配電事業者が指定するコマを対象にアセスメントします。」についても同じ取り扱いとなります。
26	46	(イ) 発電余力の卸電力取引所等への応札、および (ウ) 電気の供給指示の対応について、蓄電池において「発電余力」とは何を指すのか。蓄電池には放電可能時間（SoC）の制約やサイクル数（SoH）の制約等他の発電設備にはない蓄電池特有の制約があり、火力や揚水等と同様に余力全量を活用することは困難な場面が多々あるものと認識。蓄電池を運用する上での「発電余力」とはどういうものか、基準や指針のようなものを示していただきたい。	安定電源にて落札した蓄電池のリクワイアメント・アセスメントは、「安定電源（純揚水）」と同様のものが適用されます。  (イ) について、容量停止計画が提出されていないコマは「発電余力の卸電力取引所等への入札」のリクワイアメントの対象となり、容量提供事業者が応札時に設定した放電可能時間およびアセスメント対象容量分の供給力のうち、小売電気事業者等が活用しない余力を発電余力として、卸電力取引所等に入札して頂きます。  (ウ) について、容量停止計画が提出されていないコマは「一般送配電事業者からの電気の供給指示」のリクワイアメントの対象となり、この場合の発電余力とは、ゲートクローズ後に提供できる供給力の最大値から発電計画値を除いた値を指し、一般送配電事業者事業者の供給指示に応じて提供していただきます。

No.	頁	ご意見	回答
27	47	発動指令電源提供者は、創出された供給力について、市場取引以外の相対取引を行う場合であっても、卸電力市場等で約定しなかった場合に備えて属地一般送配電事業者と精算に関する契約を締結する必要があるのでしょうか。	<p>発動指令電源のリクワイアメントにおいて、属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応した結果、創出された供給力について、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への入札を通じて、適切に提供していただきます。適切に入札した結果、未約定となった供給力はインバランスとして扱うと整理されているため、属地一般送配電事業者との精算に係る契約締結は不要です。</p> <p>なお、計画値同時同量の観点から、発動指令で発生した kWh については、余剰インバランスを意図的に発生させないよう、適切にご対応をお願いします。</p> <p>(参考資料) 第36回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料4 p.13 <a href="https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2021/files/youryou_kentoukai_36_04.pdf#page=13">https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2021/files/youryou_kentoukai_36_04.pdf#page=13</a></p>
28	48	(3)において、「発電方式の区分が揚水（純揚水）または蓄電池の場合は各月の管理容量」とあるが、蓄電池における「管理容量」とはどのようなものか具体的にご教示いただきたい。	<p>蓄電池の管理容量とは、送電可能容量を上限に蓄電池運用リスクを踏まえ任意に設定いただくものとなります。※この値がアセスメント対象容量になります。</p> <p>(参考資料) ・容量市場メインオークション募集要綱（案）（対象実需給年度：2027年度）様式2 期待容量等算定諸元一覧（対象実需給年度：2027年度） <a href="https://www.occto.or.jp/iken/2023/files/230705_youryoshijo_boshu.pdf">https://www.occto.or.jp/iken/2023/files/230705_youryoshijo_boshu.pdf</a> ・容量市場メインオークション募集要綱 提出様式 補足説明資料 <a href="https://www.occto.or.jp/iken/2023/files/230705_youryoshijo_teisyutu.pdf">https://www.occto.or.jp/iken/2023/files/230705_youryoshijo_teisyutu.pdf</a></p>
29	38,39	実効性テストを省略できる条件について、aで「ただし、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である必要があります」とされているが、電源等リスト全体ではなくリソース単位での発動実績、あるいは過去の発動実績や過去の実効性テスト対応実績をもって実効性テストを省略できるようにすべきではないか。時に、2026年度以降は同一年度の実需給の発動指令対応と2年度後の実効性テストが同時平行で実施されるため、実効性テストの必要性に乏しい。実効性テストは参加する需要家の負担にもなっており、DR拡大の支障にもなっているのではないか。	<p>実効性テストは、容量提供事業者さまが電源等リスト単位で登録した期待容量の蓋然性を確認し、当該電源等リストに対して発動指令があった場合に、容量確保契約容量以上の供給力を提供できることを証明するために実施するリクワイアメントとなります。</p> <p>頂いたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
30	38,39	実効性テストの時期について、夏季・冬季の通期待機ではなく、特定の時期（例えば1週間スパン等）を指定して実施する等の対応をお願いできないか。実需給時は供給力提供準備通知や供給力提供通知を通じて一定程度発動の予見性があるが、実効性テストはその予見性がないため、ポテンシャルが過少に評価される虞がある。また電源等リストを構成する需要家にも多大な負担となっている。	<p>発動指令電源は、実需給年度において「属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応すること」がリクワイアメントとして求められ、これは年度を通じてのものとなります。</p> <p>容量確保契約容量以上の供給力を提供できることを証明するための実効性テストの実施時期に条件を設定するものではないと考えております。</p> <p>頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
31	38,39	実効性テストが発動されるタイミングについて、ベースラインが低くなる可能性の高い時期の発動を避けるべきではないか。過年度においては7月初旬の低気温期や盆（多くの需要家が休業している長期休業）明け直後等に実効性テストが発動されたが、ベースラインが低くなる蓋然性が高く、ポテンシャルが過少に評価される虞がある。	<p>発動指令電源は、実需給年度において「属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応すること」がリクワイアメントとして求められ、これは年度を通じてのものとなります。</p> <p>容量確保契約容量以上の供給力を提供できることを証明するための実効性テストの実施時期に条件を設定するものではないと考えております。</p> <p>頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>